

令和 5年 1月

事業主様

大阪府木材健康保険組合  
(公印省略)

## 被扶養者の認定適否の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当組合の事業運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、厚生労働省の指導により、毎年、被扶養者様の収入等をご報告いただき、その方の認定が適正であるかを再度、確認させていただいておりますが、今年度も下記のとおり実施いたしますので、お知らせ申し上げます。

当該事務は、保険給付や高齢者医療制度における納付金、支援金の適正化および保険料率引き上げの抑制を最大の目的としております。

つきましては、業務ご多忙の折、恐縮ですが対象者様へ「確認調書」をお送りしますので、必要事項をご記入のうえ確認書類を添付し、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

### 記

- ① 対象者 16歳以上(令和5年4月1日時点)75歳未満の被扶養者  
(令和5年4月1日付、75歳到達の方は除く)のおられる被保険者
- ② 提出書類 「確認調書」 および 各種収入等の確認できる書類  
\* 別添の「確認調書」の【記載例】に詳細を記載しております。
- ③ 提出期限 令和 5年 3月14日 (火) まで

※ ご提出のない場合は、令和 5年 4月 1日付、被扶養者の認定を取消いたします。

☆ 令和5年4月1日付、認定を取消される被扶養者がおられる被保険者様は、

後日、その方の「被保険者証」をご返送下さい。

## 注意事項補足

- ◇ 証明書等確認書類は、すべてコピーで結構です。
- ◇ 「確認調書」を＝線で抹消された被扶養者様は、令和5年4月1日付で資格を喪失します。
- ◇ 認定を取消または削除された60歳未満の配偶者については取消（削除）理由が下記の場合、国民年金第3号非該当届が必要となりますのでご提出願います。  
（1）離婚      （2）収入超過（130万円）
- ◇ 「確認調書」に記載されていない被扶養者様は、今回の調査対象外で、変更ございませんので追記しないでください。  
また、令和4年12月1日以降に認定された被扶養者様も、同様です。
- ◇ 「確認調書」は令和4年12月19日時点でのデータを元に作成しております。12月20日以降に削除された方が記載されている場合は＝線にて抹消頂きますようお願い致します。
- ◇ 令和5年4月1日以降就職予定の被扶養者様は、「確認調書」に確認書類を添付のうえ届出いただき、就職が決まり次第、改めて「異動届(減)」にその方の「被保険者証」を添えてご提出下さい。
- ◇ 印字されている住所に変更があった場合は、＝線で抹消し、余白に変更後の住所をご記入の上、住所変更届（組合・厚年計2枚、60歳未満配偶者(妻・夫)）をご提出下さい。
- ◇ ※厚年分についてはマイナンバーと紐づけされた居住地にお住まいの場合は原則、提出は不要です。

注) ①「確認調書」は、事業主様より当組合へご提出いただくこととなりますが、今年度についても新型コロナウイルス感染症拡大防止のため極力、郵送による提出にご協力いただきますようお願いいたします。

②職業、収入欄（年金受給有無含む）等が未記入の場合、問い合わせさせていただくこととなりますので無職、無収入の場合も記載漏れのないようご注意ください。

③記載内容によっては、別途添付書類を依頼させていただく場合があることをご了承願います。その他、判断の難しい内容については、その都度当組合へお問い合わせいただくようお願いいたします。

以上のことを踏まえご提出についてはご来所でのお届けは極力ご遠慮頂き、大変お手数ではありますが郵送でのご提出にご協力をお願いいたします。

ご提出いただいた「確認調書」及び確認書類(学生証写等)に係る個人情報、保護、管理を徹底して行い、被扶養者の認定適否の確認以外には使用しないことを申し添えます。